

- 津軽港は、不特定多数の利用者による一般貨物の荷役を目的として、青森県にて管理している公共の港湾です。
- 青森県沖日本海（南側）洋上風力発電事業のO&M港として活用いただくにあたり、県で想定している今後の整備内容を説明いたしますので、公募占用計画作成の参考としてください。

## 1. 整備内容

■泊地※、物揚場又は岸壁※、防波護岸、波除堤、心頭用地

※水深は-4.0m程度を計画しています。

## 2. 整備スケジュール

■選定事業者の整備（事務所・倉庫の建設等）や運転開始の時期を考慮し、整備工程を検討します。

# 津軽港の活用について

## 3. その他

- 既存岸壁・ふ頭用地は、一般貨物の荷役に利用されているため、O & M等の長期間利用は困難です。  
建設・撤去時等の一時的な利用の際は、利用者と調整を行ってください。
- 泊地(−4.0m程度)の維持浚渫については、事業者選定後、事業者と県で協議させてください。
- 下記のような発電事業者固有の施設(1.整備内容以外)の整備費は、公募占用計画作成時の必要経費として、計上してください。  
○事務所、倉庫、駐車場、CTV係留用栈橋、給電・給油・給水設備、クレーン、照明設備、フェンスなど
- 上記施設をどのように配置し利用する計画であるかを確認するため、同意書依頼の文書に、利用計画に係る資料(配置イメージ等)の添付をお願いします。
- 青森県港湾管理条例に基づき、岸壁・ふ頭用地等の使用等に当たっては、使用料及び占用料が必要となります。